

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 役員退職金の損金算入時期

Q. 取締役が退職します。退職金はいつの損金になりますか？

A. 役員退職金は、株主総会の決議等によってその金額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金となります。

役員の退職給与の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

したがって、通常はその確定した日の属する事業年度の損金として処理をしますが、支給額があらかじめ決まっているため株主総会の決議前に支給した場合や、資金繰りの関係で株主総会の決議後すぐに支払われない場合等には、実際に支給した日の属する事業年度の損金として処理することも認められています。

なお、資金繰りの都合で、例えば退職金を3年間で分割して支給するというような場合においても、基本的には上記と同じ取扱いとなりますから、原則どおり、株主総会の決議により支給額が具体的に確定した年度の損金に計上することとなります。

ただし、退職一時金ではなく退職年金については当該年金の総額を未払金処理してもその未払金等の額を損金の額に算入することはできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5208.htm>

★ 不動産賃貸契約時に支払う保証金等

Q. 事務所を賃借する際に保証金を払いました。このうち一部は返還されませんが、この費用は、どのような処理をするのですか？

A. 保証金のうち返還されない部分の金額は繰延資産として計上します。仲介手数料は、払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

法人税では、建物賃借に係る保証金のうち返還される部分の金額は保証金として資産計上し、返還されない部分の金額は、権利金等として繰延資産に計上し、償却を通して損金の額に算入することとなります。この場合の償却期間については、権利金等の具体的な内容によりその取扱いが定められています。

一方、仲介手数料については、権利金等と同様に建物を賃借するために直接要する費用であることから繰延資産として取扱うべきものと考えられますが、一般に建物賃借に際して支払う仲介手数料の額は1ヵ月分の賃借料に相当する金額であるなど、少額であることから支出時に損金の額に算入することが認められています。

したがって、ご質問の場合、保証金のうち返還されない部分の金額は繰延資産として計

上し、仲介手数料については、損金の額に算入することが認められます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5460.htm>

所得税

★ 青色事業専従者になる要件

Q. 青色事業専従者になるには要件があるそうですが、どのようになっているのですか？

A. 所得税では、事業主が生計を一にする配偶者や親族に支払う給与の額は、原則として必要経費に算入することはできませんが、次の要件を満たす青色申告者については、その業務に従事する配偶者や親族に支払う対価の額のうち、その者の労務の対価として相当であると認められる金額を必要経費に算入することが認められています。

- ①事業主が不動産所得、事業所得、山林所得を生ずる事業を営んでいること
- ②その業務に従事する配偶者や親族（青色事業専従者）が15歳以上であり、かつ、その年を通じて6ヶ月を超える期間（結婚等により年を通じて従事することができない場合には従事することができる期間の2分の1を超える期間）その業務に専ら従事していること
- ③事業主が適用を受けようとする年の3月15日（その年1月16日以後新たに青色事業専従者を有することとなった場合には、その有することとなった日から2月以内）までに、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の額、支給時期など必要事項を記載した書類を税務署長に提出していること

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm>

源泉税

★ 外国人の親族の扶養控除

Q. 今年、外国人を雇用しましたが、この人の親族の扶養控除はどうしたらいいのですか？

A. 扶養控除の対象になる親族(控除対象扶養親族)は、一般的に所得者と生計を一にする親族で、その年分の合計所得金額が38万円以下である者のうち16歳以上の者をいいます。

この場合の生計を一にするとは、必ずしも同じ家屋に居住している必要はなく、勤務、修学、療養等のため別居していても、その勤務、修学、療養等の余暇に同居することを常例としている場合やこれらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は生計を一にしているものとして取り扱われています。

なお、お尋ねの場合、海外の両親は非居住者に該当しますので国内所得がない限り、合計所得金額が38万円以下になり、基本的に控除対象扶養親族の要件は満たすのですが、その送金が生活費として送金しているものなのかが分かりませんので、非居住者である親族を控除対象扶養親族にするには、①親族関係書類と②送金関係書類を年末調整の際又は確定申告の際に提示又は添付しなければならないこととされています。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kokugaifuyou_leaflet.pdf

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kokugaifuyou-QA.pdf>

★ 源泉所得税を納めすぎた場合

Q. 源泉所得税を納めすぎていたことが判明しました。どのようにしたらいいですか？

A. 次の方法があります。

源泉徴収義務者が次の理由で源泉所得税及び復興特別所得税を納めすぎた場合には、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書(還付請求書)」を作成して、誤りが生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出すれば、過誤納金の還付を受けることができます。

①源泉徴収義務者における源泉所得税及び復興特別所得税額の計算誤り等による過誤納金

②支払額が誤払等により過大であったため返還を受けたことによる過誤納金

③支払額が条件付きのものであったため返還を受けたことによる過誤納金

また、誤って納めた源泉所得税及び復興特別所得税が給与や賞与に係るものであるときは、上記に代えて、「源泉所得税及び復興特別所得税の過誤納額充当届出書」を提出すれば、その過誤納金に相当する金額を届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与や賞与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額から控除することが認められることとなっています。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_23.htm

そ の 他

★ 軽減税率対策補助金

Q. 消費税の軽減税率に対応するための補助金があるとか。どのようになっているのですか？

A. 来年の平成31年10月1日に行われる消費税率の引上げに伴い、軽減税率も導入されます。

飲食料品を取り扱う事業者においては、システムの改修等が必要になりますが、中小企業や小規模事業者が複数税率に対応するレジの導入や受発注システムの改修を行った場合には、国の補助金制度(軽減税率対策補助金)が利用できることとなっています。

補助金には、

① 複数税率に対応するレジの新規導入や既存のレジを回収する場合の補助金(A型)

② 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するための改修・入れ替えを行う場合の補助金(B型)

との2種類があります。

上限額は、次のとおりです。

A型…レジ1台につき20万円、1事業者200万円を限度

B型…小売事業者等の発注システム1,000万円、卸売事業者等の受注システム150万円
両方の改修・入れ替えが必要な場合1,000万円

補助金の申請期限は、平成31年12月16日ですが、平成31年9月30日までに複数税率対応のレジ及び受発注システムの導入又は改修を終えて支払いを完了していなければならないことや申請受付の期限が補助金の種類によって違いがありますので、注意が必要です。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018001-046_02.pdf

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/hojyokin.htm>